

○南箕輪村空き工場等活用事業補助金交付要綱

平成22年 3 月30日

告示第16号

改正 平成24年 5 月18日告示第46号
平成25年 3 月19日告示第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内の空き工場等の活用を促進するとともに企業振興を図るため、起業又は新規の企業進出に当たり空き工場等を賃借により利用する場合の賃借料に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、南箕輪村補助金等交付規則（昭和59年規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き工場等」とは、事業の用に供されていない工場、店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設で、現に賃貸が可能なものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 製造業、サービス業、運輸業、建設業、卸売業、小売業、飲食業その他村長が村の企業振興上必要と認める事業（不動産賃貸業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるものを除く。）を行う者で、法人税法（昭和40年法律第34号）又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する青色申告書を提出する法人又は個人であること。
- (2) 事業の用に供する空き工場等の所有者との間で締結した賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づき空き工場等を賃借し、かつ賃貸借契約を締結した日から1年以内に事業を開始した新規事業者（村内に事務所において起業する者又は新たに村内に事業所を設置する者）であること。
- (3) 当該空き工場等を3年以上継続して事業の用に供することが見込める者であること。
- (4) 規則第5条第2項各号に掲げる納付金の滞納がない者であること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、賃貸借契約に基づく賃借料（年度の中途において賃貸借契約を更改した場合は、それぞれの契約に基づき支払った賃借料の合計額。以下同じ。）で、最初の支払いをした日から1年以内に支払ったものとする。

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助率は、賃借料の2分の1以内とし、月額（月払いでない場合は、月額に換算した額）で5万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、南箕輪村空き工場等活用事業補助金交付申請

書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、年度ごとに最初の賃借料の支払をする日までに村長に申請するものとする。

- (1) 住民票の写し又は外国人登録記載事項証明書（法人の場合は、代表者のもの）
- (2) 定款の写し（法人の場合）
- (3) 登記事項証明書（法人の場合）
- (4) 当該空き工場等の位置図
- (5) 賃貸借契約書の写し
- (6) 決算書（直近のもの。新たに村内に事業所を設置する法人の場合）
- (7) 規則第3条第2項に規定する納付金滞納確認同意書
- (8) その他村長が必要と認める書類

（事業の変更）

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条の申請書及び添付書類の内容に変更が生じたときは、遅滞なく南箕輪村空き工場等活用事業変更承認申請書（様式第2号）により村長に申請し、承認を受けなければならない。

（実績報告書）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、南箕輪村空き工場等活用事業実績報告書（様式第3号）に賃借料の支払いを証する書類の写しを添付して村長に提出しなければならない。

（補助金の交付請求）

第9条 補助事業者が補助金の支払を受けようとするときは、南箕輪村空き工場等活用事業補助金請求書（様式第4号）を村長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第10条 補助金の交付を受けた者が事業を開始した日から3年未満で廃業し、又は村内の事業所を廃止したときは、村長は、当該補助金の交付を受けた者に、期限を定めてその返還を求めるものとする。

附 則（平成24年5月18日告示第46号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。